



# きらら



福島県立石川支援学校  
地域支援センター  
令和4年12月19日発行



＜児童生徒が利用できる障がい福祉サービスと利用のための手続きについて＞  
長期休業中や今後、①日中一時支援や②短期入所（ショートステイ）、③放課後等デイサービス等の利用を考えている保護者の皆さまに各サービスの内容や、実際に利用する際の手続きの方法についてお知らせいたします。

## ①日中一時支援

日中一時支援事業は、家族の方が見守りできない時間に障がい児や障がい者をお預かりして見守りをする事業です。介護給付で受けるサービスのような支援プログラムは作成しません。

## ②短期入所（ショートステイ）

短期入所は、保護者が病気その他の理由で一時的に介護できない場合に、施設等へ短期間入所して、入浴・排せつ・食事等の介護その他必要な保護を行うサービスです。

## ③放課後等デイサービス

学校授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提供などを個別支援計画に基づき提供します。学校教育法に規定する学校に就学している障がい児が対象です。

【手続きの主な流れ】※市町村によって多少申請の仕方は異なる場合があります。

### ① サービスの利用をしたい時

各市町村にある「相談支援事業所」に相談します。その後の手続きの手順も教えてもらえます。ない場合は直接役所に連絡でも可能です。



### ② 各市町村の役所にある「障がい福祉の担当窓口」に行きます。（障がい福祉課など）

\*子育て支援の担当窓口になる場合もあるので役所で確認して下さい。



### ③ 役所の方が聞き取り（認定調査）をして、医師の診断書に基づき、「障害支援区分」を決定します。どのくらいの支援が必要かの確認です。



### ④ 地域の相談支援事業所で「サービス等利用計画」を作成してもらいます。

どのようなサービスをどのくらい利用したいかの相談ができます。



### ⑤ 「サービス等利用計画」を役所に出すと、「支給決定（どれくらいのサービスを利用できるか）」が決まり「受給者証」が交付されます。



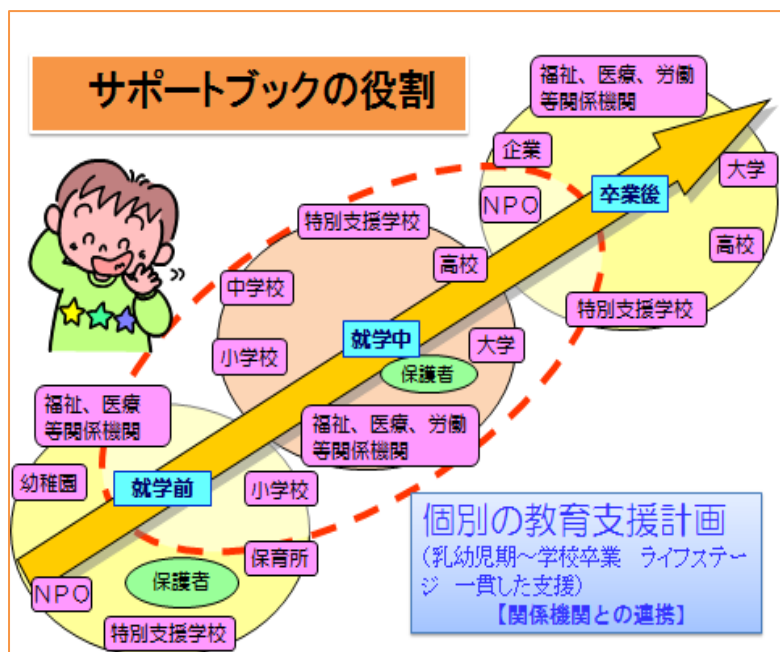
### ⑥ 福祉サービス事業所に「受給者証」を持って行き、事業所と契約してサービスを使い始めます。サービス利用開始後に、必要に応じて計画の見直しを行うこともできます。



\*福祉サービス事業所については「〇〇市（町・村）福祉サービス事業所一覧」で検索すると詳しい情報をご覧いただけます。また、担任の先生にご相談いただければ、情報をお知らせできます。

# サポートブック(ファイル)を活用していますか？

お住いの市町村より『サポートブック(ファイル)』は配布されていますか。配布されている場合は学校の『個別懇談』の際、ご持参され活用されることをおすすめします。また、お持ちでない場合は、市町村役場の福祉課等からいただくことができます。



**サポートブック**は、図の矢印のように、就学前から卒業後、生涯にわたる支援を継続して行うための本人のためのツールです。

**個別の教育支援計画**は、点線の部分(学齢期)の教育機関での引き継ぎが中心です。それに対してサポートブックは本人や保護者が所持するので、例えば引越したとしても、いつでもどこでもそれを使うことによって同じ支援をスムーズに受けることが可能になります。

## サポートブック Q&A

Q: いつ、誰が、どこで配付するの？

A: 本人、保護者が障がいや発達支援について、

**相談を受ける支援者(福祉課、相談支援員、保健師、事業所等)**がサポートブックの利用をすすめます。各町村の福祉課や上記の関係者が持っているので、案内をします。また、市町村によってはホームページからダウンロードができるようになっています。



Q: 保管、管理、記入はどうするの？

A: **保管、管理は本人または保護者になります。**

支援者が情報を保管したいときは、必ず本人や保護者の同意を得て複写(コピー)を取り、取り扱いには注意をしてください。記入については、主に保護者が記入するようになりますが、支援者も一緒に書き方についてフォローします。



Q: どんなときに使うの？

A: ①園や学校、専門機関等で相談をするとき

②入園や入学のとき

③年度始めなど、支援者と利用者で成長を確認したいとき

④福祉サービスを利用したいとき

⑤医療機関を受診するとき など様々な場面で活用できます！



### <出かける支援(2学期) ※切れ目のない支援体制整備事業>

○相談支援 19件(幼・保育園10件 小学校8件 高等学校1件)

○研修支援 3件(教育委員会等2件 高等学校1件)

